

令和7年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 議案補充説明	
1 議案第49号	
三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案	1
2 議案第50号	
水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例案	22
3 議案第52号	
三重県飲酒運転〇 ^{ゼロ} をめざす条例の一部を改正する条例案	30
◎ 所管事項説明	
1 三重県人権センター常設展示室のリニューアルについて	32
2 「男女共同参画とジェンダーギャップに関する県民意識調査」の結果概要について	36
3 「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」（中間案）について	40
4 「三重県消費者施策基本計画」（最終案）について	44
5 各種審議会等の審議状況について	46
別冊1	三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）（中間案）
別冊2	三重県消費者施策基本計画（最終案）

令和7年3月13日
環境生活部

1 議案第 49 号 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）の規定による宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定を行うことに鑑み、土砂等の埋立て等の許可及び届出に関する規定を整備するものです。

2 概要

（1）土砂等の埋立て等の許可

法で規制される土砂等の埋立て等及び法で宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等として定められた土砂等の埋立て等については、三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）の許可を要しないこととします。

（2）土砂等の埋立て等の届出

条例の許可を要しないこととした土砂等の埋立て等については、生活環境の保全のために届出を要することとします。また、届出においても住民への周知や土砂等の搬入報告等の規定を設けます。

（3）その他規定の整理

無届けの土砂等の埋立て等の行為への命令や罰則等の規定を設けます。

3 施行期日

令和 7 年 5 月 26 日から施行

議案第四十九号

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年二月十七日

三重県知事 一見勝之

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年三重県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（土砂等の埋立て等の許可）</p> <p>第九条 土砂等の埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りでない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事に伴う土砂等の埋立て等</p> <p>八～十 （略）</p> <p>十一 次条に規定する土砂等の埋立て等（土砂等の埋立て等の届出）</p> <p>第九条の二 次に掲げる土砂等の埋立て等（前条第一号から第十号までに掲げる土砂等の埋立て等を除く。）を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ、第十二条の二第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>一 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十条第一項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域又は同法第二十六条第一項の規定により指定された特定盛土等規制区域で行う土砂等の埋立て等（次号</p>	<p>（土砂等の埋立て等の許可）</p> <p>第九条 土砂等の埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りでない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七～九 （略）</p>

<p>及び第三号に掲げるものを除く。） 二 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第五条第一項各号に規定する工事に伴う土砂等の埋立て等 三 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする土砂等の埋立て （土地の所有者の同意）</p>	<p>第十條 第九條の許可の申請をしようとする者（<u>第十一条</u>において「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十一号までに掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第四号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p>	<p>第十條 前條の許可の申請をしようとする者（<u>次条</u>において「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十一号までに掲げる事項（<u>同項第一号</u>の生年月日を除く。）を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第四号までに掲げる事項（<u>同条第一項第一号</u>の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。</p>
<p>2 第十五条第一項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p>	<p>2 第十五条第一項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項（<u>同項第一号</u>の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。</p>	
<p>3 第二十五条第一項の承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p>	<p>3 第二十五条第一項の承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項（<u>同項第一号</u>の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。</p>	
<p>第十條の二 第九條の二の届出をしようとする者（<u>第十一条</u>の二において「届出予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定</p>		

<p>めるところにより、当該届出に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該届出が、第十二条の二第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十号までに掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p> <p>2 第十五条の二第一項の変更の届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該届出に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p>	<p>（周辺地域の住民への周知）</p> <p>第十一条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、次条第一項又は第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催するものとする。ただし、申請予定者は、その責めに帰することができない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、申請書の内容を埋立て等区域の周辺地域の住民に周知させるため当該申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>3 第二十五条の二第二項の承継の届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該届出に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p>	<p>（周辺地域の住民への周知）</p> <p>第十一条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、次条第一項又は第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催するものとする。ただし、申請予定者は、その責めに帰することができない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、申請書の内容を埋立て等区域の周辺地域の住民に周知させるため当該申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 2 4 （略）</p> <p>第十一條の二 届出予定者は、当該届出に先</p>	<p>2 2 4 （略）</p> <p>立って、規則で定めるところにより、埋立</p>

<p>て等区域の周辺地域の住民に対し、第十二条の二第一項又は第二項の届出書（以下この項において「届出書」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催するものとする。ただし、届出予定者は、その責めに帰することができない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、届出書の内容を埋立て等区域の周辺地域の住民に周知させるため当該届出書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならぬ。</p>	<p>2 説明会に係る届出の内容について、生活環境の保全の見地から意見を有する周辺地域の住民は、当該説明会の開催の日から届出の日までの間に、当該届出予定者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。</p>	<p>3 届出予定者は、第一項の規定による説明会の開催の状況、前項の規定により提出された意見書の概要及びその意見への対応状況その他規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。</p>	<p>4 前三項の規定は、第十五条の二第一項の変更の届出をしようとする者について準用する。</p>	<p>(申請等の手続) 第十二条 第九条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 二〇二二（略）</p>	<p>3 前二項の申請書には、第十条第一項の同意を得たことを証する書面、第十一条第二項の意見書、同条第三項の書面、埋立て等</p>
				<p>(許可の申請の手続) 第十二条 第九条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 一 氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地） 二 二〇二二（略）</p>	<p>3 前二項の申請書には、第十条第一項の同意を得たことを証する書面、前条第二項の意見書、同条第三項の書面、埋立て等区域</p>

<p>区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p>	<p>及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p>
<p>4 (略)</p> <p>第十二条の二 第九条の二の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>4 (略)</p>
<p>一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>	
<p>二 土砂等の埋立て等の目的</p>	
<p>三 埋立て等区域の位置及び規模</p>	
<p>四 管理事務所所在地並びに当該管理事務所を置く管理責任者の氏名及び職名</p>	
<p>五 土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画</p>	
<p>六 埋立て等に使用される土砂等の量</p>	
<p>七 土砂等の埋立て等の期間</p>	
<p>八 埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画</p>	
<p>九 埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置</p>	
<p>十 土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置</p>	
<p>十一 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>	
<p>2 前項の規定にかかわらず、埋立て等区域外への搬出を目的として土砂等の埋立て等が行われるものについて、第九条の二の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p>	
<p>一 前項（第六号を除く。）に掲げる事項</p> <p>二 年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量</p>	
<p>三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>	

<p>3 前二項の届出書には、第十条の二第一項の同意を得たことを証する書面、第十一条の二第二項の意見書、同条第三項の書面、埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>4 知事は、第九条の二の届出を受けたときは、当該土砂等の埋立て等区域を管轄する市町長へ第一項又は第二項に掲げる事項を通知するものとする。</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>(許可の基準等)</p>	<p>第十四条 (略)</p> <p>2 第九条の許可の申請が、法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令又は条例により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられているものとして規則で定めるものである場合には、前項第五号及び第六号の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(変更の許可等)</p>
<p>2 (略)</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第十五条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る第十二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、知事の許可(以下この条及び第十六条において「変更許可」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第十五条の二 第九条の二の届出をした者は、当該届出に係る第十二条の二第一項各</p>	<p>2 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る第十二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、知事の許可(以下この条及び次条において「変更許可」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、住所及び生年月日(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p>

<p>号又は第二項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。</p>	
<p>2 前項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p>	
<p>一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>	
<p>二 変更の内容及びその理由</p>	
<p>三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>	
<p>3 前項の届出書には、第十条の二第二項の同意を得たことを証する書面、第十一条の二第四項において準用する同条第二項の意見書及び同条第三項の書面、変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p>	
<p>4 第九条の二の届出をした者は、第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で知事に届け出なければならない。</p>	<p>（土地の所有者への通知）</p> <p>第十六条 第九条の許可を受けた者は、当該第十六条 第九条の許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、第十条第一項の同意をした土地の所有者に、当該許可に係る申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあつては当該許可に係る同項第一号から第十一号までに掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を、同条第二項の規定によるものである場合にあつては当該許可に係る同項第一号から第四号までに掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を書面で通知しなければならない。</p>
<p>（土地の所有者への通知）</p> <p>第十六条 第九条の許可を受けた者は、当該第十六条 第九条の許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、第十条第一項の同意をした土地の所有者に、当該許可に係る申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあつては当該許可に係る同項第一号から第十一号までに掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあつては当該許可に係る同項第一号から第四号までに掲げる事項を書面で通知しなければならない。</p>	
<p>2 前項の場合において、第九条の許可を受けた者は、当該許可に第十四条第二項の規</p>	<p>2 前項の場合において、第九条の許可を受けた者は、当該許可に第十四条第三項の規</p>

<p>定により条件が付された場合にあっては、当該許可を受けた日後遅滞なく、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を第十条第一項の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。</p>	<p>定により条件が付された場合にあっては、当該許可を受けた日後遅滞なく、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を第十条第一項の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。</p>
<p>3 変更許可を受けた者は、当該変更許可を受けた日後遅滞なく、第十条第二項の同意をした土地の所有者に、当該変更許可に係る第十五条第二項第一号及び第二号に掲げる事項並びに当該変更許可に第十五条第四項において準用する第十四条第二項の規定により条件が付された場合にあっては当該条件の内容を、書面で通知しなければならない。</p>	<p>3 変更許可を受けた者は、当該変更許可を受けた日後遅滞なく、第十条第二項の同意をした土地の所有者に、当該変更許可に係る前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）並びに当該変更許可に前条第四項において準用する第十四条第三項の規定により条件が付された場合にあっては当該条件の内容を、書面で通知しなければならない。</p>
<p>4 第九条の許可を受けた者は、第十五条第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>第十六条の二 第九条の二の届出をした者は、当該届出をした日後遅滞なく、第十条の二第一項の同意をした土地の所有者に、当該届出に係る第十二条の二第一項第一号から第十号までに掲げる事項を、書面で通知しなければならない。</p>	<p>4 第九条の許可を受けた者は、前条第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。</p>
<p>2 第十五条の二第二項の変更の届出をした者は、当該変更の届出をした日後遅滞なく、第十条の二第二項の同意をした土地の所有者に、当該変更の届出に係る第十五条の二第二項第一号及び第二号に掲げる事項を、書面で通知しなければならない。</p>	<p>（土砂等の搬入の報告）</p> <p>第十八条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域に土砂等を搬入</p>
<p>3 第九条の二の届出をした者は、第十五条の二第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>（土砂等の搬入の報告）</p> <p>第十八条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域に土砂等を搬入</p>	<p>（土砂等の搬入の報告）</p> <p>第十八条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域に土砂等を搬入</p>

<p>届出に係る埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の発生場所及び汚染のおそれがないことを確認しなければならない。</p> <p>2 第九条の許可を受けた者又は第九条の二の届出をした者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(土砂等管理台帳の作成)</p> <p>第十九条 第九条の許可を受けた者又は第十九条の二の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該許可又は届出に係る埋立て等に使用した土砂等の量その他の規則で定める事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。</p> <p>(土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量の報告)</p> <p>第二十条 第九条の許可を受けた者又は第十九条の二の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等に着手した日から、定期的に、前条の土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可又は届出に係る埋立て等に使用した土砂等の量(当該許可の申請が第十二条第二項の規定によるものである場合又は当該届出が第十二条の二第二項の規定によるものである場合)にあっては、土砂等の搬入の量及び搬出の量)を知事に報告しなければならない。</p> <p>(水質調査等)</p> <p>第二十一条 第九条の許可を受けた者又は第十九条の二の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可又は届出に係る埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て等区域内の土壌の汚染状況の調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。た</p>	<p>しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の発生場所及び汚染のおそれがないことを確認しなければならない。</p> <p>2 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(土砂等管理台帳の作成)</p> <p>第十九条 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等に使用した土砂等の量その他の規則で定める事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。</p> <p>(土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量の報告)</p> <p>第二十条 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手した日から、定期的に、前条の土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る埋立て等に使用した土砂等の量(当該許可の申請が第十二条第二項の規定によるものである場合)にあっては、土砂等の搬入の量及び搬出の量)を知事に報告しなければならない。</p> <p>(水質調査等)</p> <p>第二十一条 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が</p>
---	---

<p>だし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>認めるときは、この限りでない。</p>
<p>2 第九条の許可を受けた者又は第九条の二の届出をした者は、当該許可若しくは届出に係る土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て等区域内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>2 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て等区域内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が認めるときは、この限りでない。</p>
<p>3 第九条の許可を受けた者又は第九条の二の届出をした者は、当該許可若しくは届出に係る埋立て等区域外への排水が規則で定める水質の基準（第二十六条第五項において「水質基準」という。）に適合していないこと、又は当該許可若しくは届出に係る土砂等が土砂基準に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を知事に報告するとともに、その原因の調査その他当該土砂等の埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（標識の掲示等）</p> <p>第二十二條 第九条の許可を受けた者又は</p>	<p>3 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域外への排水が規則で定める水質の基準（第二十六条第五項において「水質基準」という。）に適合していないこと、又は当該許可に係る土砂等が土砂基準に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を知事に報告するとともに、その原因の調査その他当該土砂等の埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（標識の掲示等）</p> <p>第二十二條 第九条の許可を受けた者は、規</p>
<p>第九條の二の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該許可又は届出に係る埋立て等区域であつて公衆の見やすい場所に、当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(関係書類の閲覧等)</p>	<p>第九條の二の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域であつて公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(関係書類の閲覧等)</p>

<p>第二十三条 第九条の許可を受けた者又は第九条の二の届出をした者は、当該許可又は届出に係る埋立て等が施工されている間、当該許可又は届出に係る埋立て等に関してこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第十九条の土砂等管理台帳を管理事務所に備え置き、当該許可又は届出に係る埋立て等に関し土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</p>	<p>第二十三条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等が施工されている間、当該許可に係る埋立て等に関してこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第十九条の土砂等管理台帳を管理事務所に備え置き、当該許可に係る埋立て等に関し土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</p>
<p>2 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等について、次条第二項の規定による通知（完了及び廃止に係るものに限る。）を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から五年を経過する日まで、第九条の二の届出をした者は、当該届出に係る埋立て等について、次条第四項において準用する同条第一項の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。）をした日から五年を経過する日まで、この条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第十九条の土砂等管理台帳を保存しなければならない。</p>	<p>2 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等について、次条第二項の規定による通知（完了及び廃止に係るものに限る。）を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から五年を経過する日まで、この条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第十九条の土砂等管理台帳を保存しなければならない。</p>
<p>3 知事は、第九条の許可又は第九条の二の届出があったときは、遅滞なく、次条第一項の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。）又は次条第四項において準用する同条第一項の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。）があった日までの間、この条例の規定により提出された書類を一般の閲覧に供しなればならない。</p>	<p>3 知事は、第九条の許可の申請があったときは、遅滞なく、次条第一項の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。）があった日までの間、この条例の規定により提出された書類を一般の閲覧に供しなればならない。</p>
<p>第二十四条（略） 2 知事は、前項の規定による届出（休止した土砂等の埋立て等を再開した場合の届出を除く。）があったときは、遅滞なく、</p>	<p>第二十四条（略） 2 知事は、前項の規定による届出（休止した土砂等の埋立て等を再開した場合の届出を除く。）があったときは、遅滞なく、</p>

<p>3 当該届出に係る土砂等の埋立て等が第十四条第一項第五号から第八号まで及び同条第二項（第十五条第四項の規定により準用する場合を含む。）の規定に係る許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。</p>	<p>当該届出に係る土砂等の埋立て等が第十四条第一項第五号から第八号まで並びに同条第二項及び第三項（第十五条第四項の規定により準用する場合を含む。）の規定に係る許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。</p>
<p>4 第一項の規定は、第九条の二の届出をした者について準用する。</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(地位の承継) 第二十五条 (略)</p> <p>2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(地位の承継) 第二十五条 (略)</p> <p>2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>二・三 (略)</p>
<p>3 第二十五条の二 第九条の二の届出をした者の相続人その他の一般承継人又は同条の届出をした者から当該届出に係る埋立て等区域の土地の所有権その他当該届出に係る土砂等の埋立て等を行う権原を取得した者は、当該届出をした者が有していた同条の届出に基づく地位を承継する。</p> <p>2 前項の地位を承継した者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 第九条の二の届出をした者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>3 (略)</p>
<p>3 前項の届出書には、第十条の二第三項の</p>	<p>3 (略)</p>

<p>4 相続人が被相続人の死亡後九十日以内に第二項の届出をした場合においては、被相続人の死亡の日からその届出をする日までは、被相続人がした第九条の二の届出は、その相続人がしたものとみなす。 (命令)</p>	<p>(命令)</p>
<p>第二十六条 (略)</p>	<p>第二十六条 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 知事は、第二十四条第三項又は第二十七条第二項に規定する者が、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 知事は、第二十四条第三項又は次条第二項に規定する者が、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
<p>4・5 (略)</p> <p>第二十六条の二 知事は、第九条の二又は第十五条の二第一項の規定に違反して届出をせずに土砂等の埋立て等を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該埋立て等を使用された土砂等の全部又は一部を撤去するとともに、必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。</p>	<p>4・5 (略)</p>
<p>2 知事は、第九条の二の届出に係る埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないこと又は埋立て等区域内の土壌が土砂基準に適合しないことを確認したときは、当該届出をした者に対し、その原因の調査その他当該届出に係る土砂等の埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認められる生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該届出に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>(許可の取消し等)</p>	<p>(許可の取消し等)</p>

<p>第二十七条 知事は、第九条の許可を受けた者が次の各号（第九号を除く。）のいずれかに該当するときは当該許可を取り消し、又は次の各号（第一号、第五号から第七号まで及び第十号を除く。）のいずれかに該当するときは若しくは第九条の二の届出をした者が次の各号（第一号、第三号から第八号まで及び第十号を除く。）のいずれかに該当するときはは相当の期間を定めて当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 偽りその他不正の手段により第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けたとき又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十条の二第二項の承継の届出をしたとき。</p> <p>三 七 （略）</p> <p>八 第十四条第二項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>九 （略）</p> <p>十 第二十六条及びこの項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 （略）</p> <p>（土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務）</p> <p>第二十八条 第十条又は第十条の二の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。</p> <p>2 第十条又は第十条の二の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第九条の許可若しくは第十五条第一項の変更許可の内容（第十条の同意をした場合におけるものに限る。次条第一項第一号</p>	<p>第二十七条 知事は、第九条の許可を受けた者が次の各号（第九号を除く。）のいずれかに該当するときは当該許可を取り消し、又は次の各号（第一号、第五号から第七号まで及び第十号を除く。）のいずれかに該当するときはは相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 偽りその他不正の手段により第九条の許可、第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認を受けたとき。</p> <p>三 七 （略）</p> <p>八 第十四条第三項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>九 （略）</p> <p>十 前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 （略）</p> <p>（土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務）</p> <p>第二十八条 第十条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。</p> <p>2 第十条の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第九条の許可又は第十五条第一項の変更許可の内容（第十条の同意をした場合におけるものに限る。次条第一項第一号において同じ。）と</p>
---	--

において同じ。)又は第九条の二の届出若しくは第十五条の二第一項の変更の届出の内容(第十条の二の同意をした場合におけるものに限る。第二十九条の二第一項第一号において同じ。)と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

第二十九条 (略)

第二十九条の二 知事は、第二十六条の二の規定により、必要な措置を講ずべきことを命じたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の埋立て等について第十条の二の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

- 一 第二十八条第一項の規定による確認(当該確認を行うべき時期において、第九条の二の届出又は第十五条の二第一項の変更の届出の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合のものに限る。)を怠った者
- 二 第二十八条第二項の規定による報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であつて、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第三十条 知事は、埋立て等区域(三千平方メートル未満のものを除く。)及びその周辺の区域において土砂等の埋立て等を継

明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

第二十九条 (略)

(土砂等搬入禁止区域の指定)

第三十条 知事は、埋立て等区域(三千平方メートル未満のものを除く。)及びその周辺の区域において土砂等の埋立て等を継

<p>続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、六月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。</p> <p>ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法第十條第一項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域又は同法第二十六條第一項の規定により指定された特定盛土等規制区域で行う土砂等の埋立て等については、この限りでない。</p>	<p>続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、六月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。</p>
<p>2 〓 7 (略)</p> <p>(公表)</p> <p>第三十四條 知事は、第二十六條、第二十六條の二又は第二十七條第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。</p>	<p>2 〓 7 (略)</p> <p>(公表)</p> <p>第三十四條 知事は、第二十六條又は第二十七條第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。</p>
<p>2 (罰則)</p> <p>第三十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第九條、第九條の二、第十五條第一項、第十五條の二第一項、第二十五條第一項又は第二十五條の二第二項の規定に違反して、第九條の許可、第十五條第一項の変更許可若しくは第二十五條第一項の承認を受けず、又は第九條の二の届出、第十五條の二第一項の変更の届出若しくは第二十五條の二第二項の承継の届出をせずに土砂等の埋立て等を行った者</p> <p>三 偽りその他不正の手段により、第九條の許可、第十五條第一項の変更許可若し</p>	<p>2 (罰則)</p> <p>第三十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第九條、第十五條第一項又は第二十五條第一項の規定に違反して、第九條の許可、第十五條第一項の変更許可、又は第二十五條第一項の承認を受けずに土砂等の埋立て等を行った者</p> <p>三 偽りその他不正の手段により、第九條の許可、第十五條第一項の変更許可又は</p>

<p>くは第二十五条第一項の承認を受けた者又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をした者</p> <p>四 第二十六条第一項から第四項まで又は第二十六条の二第一項の規定による命令に違反した者</p> <p>第四十条 第二十六条第五項又は第二十六条の二第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十九条第二項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>二 (略)</p> <p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項(第二十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 (略)</p>	<p>第二十五条第一項の承認を受けた者</p> <p>四 第二十六条第一項から第四項までの規定による命令に違反した者</p> <p>第四十条 第二十六条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十九条第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>二 (略)</p> <p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年五月二十六日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第九条の許可を受けている者が行う当該許可等に係る土砂等の埋立て等については、当該許可に係る期間が満了する日までの間は、なお従前の例による。

- 3 (刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和六年三重県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第三十九条の改正規定中

二 第九条、第十五条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可、又は第二十五条第一項の承認を受けずに土砂等の埋立て等を行ったとき。

三 偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認を受けたとき。

四 第二十六条第一項から第四項までの規定による命令に違反したとき。

二 第九条、第十五条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可、又は第二十五条第一項の承認を受けずに土砂等の埋立て等を行った者

三 偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認を受けた者

四 第二十六条第一項から第四項までの規定による命令に違反した者

を

二 第九条、第九条の二、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第二十五条第一項又は第二十五条の二第二項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けず、又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をせずに土砂等の埋立て等を行ったとき。

三 偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けたとき又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をせずに土砂等の埋立て等を行ったとき。

四 第二十六条第一項から第四項まで又は第二十六条の二第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第九条、第九条の二、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第二十五条第一項又は第二十五条の二第二項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けず、又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をせずに土砂等の埋立て等を行った者

三 偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けた者又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をした者

四 第二十六条第一項から第四項まで又は第二十六条の二第一項の規定による命令に違反した者

に改める。

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十条の改正規定中

第四十条 第二十六条第五項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をし

第四十条 第二十六条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は

た者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

百万円以下の罰金に処する。

を

第四十条 第二十六条第五項又は第二十六条第四十条 第二十六条第五項又は第二十六条の二第二項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

条の二第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

に改める。

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十一条の改正規定中

一 第二十九条第二項の規定による命令に違反したとき。

一 第二十九条第二項の規定による命令に違反した者

を

一 第二十九条第二項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

一 第二十九条第二項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反した者

に改める。

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十三条の改正規定中

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

を

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合

【議案補充説明】

を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

に改める。

提案理由

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定を行うことに鑑み、土砂等の埋立て等の許可及び届出に関する規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

2 議案第 50 号 水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例案

1 改正理由

水道法施行令の一部改正等に鑑み、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格についての規定を整備するものです。

2 概要

水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることなどから、水道法施行令の資格要件が見直されたことを受け、次の見直しを行います。

(1) 布設工事監督者の資格要件の見直し

- ・実務経験年数として、現行の水道に関する実務経験に、工業用水道、下水道、道路及び河川分野の実務経験を算入可能とする。
- ・学歴及び学科要件として、現行の土木工学科（土木科）の課程に、機械工学や電気工学等の課程を追加する。
- ・国家資格として、現行の技術士に、1級土木施工管理技士を追加する。

(2) 水道技術管理者の資格要件の見直し

- ・国家資格として、技術士及び1級土木施工管理技士を加える。

【参考】

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格については、それぞれ水道法第 12 条第 2 項及び第 19 条第 3 項により、水道事業者が地方公共団体である場合にあっては水道法施行令で定める資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定めることとされています。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行

議案第五十号

水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年二月十七日

三重県知事 一見勝之

水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例

(水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正)

第一条 水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例(平成二十四年三重県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第三条 法第三十一条において準用する法第十二条第二項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>二 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第三条 法第三十一条において準用する法第十二条第二項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学科若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

- | | |
|---|--|
| <p>三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、五年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> | <p>三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> |
| <p>四 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> | <p>四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> |
| <p>五 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> | <p>五 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> |
| <p>六 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> | <p>五 十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> |
| <p>七 十年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（五年以上水道の工事に関する技術上の実</p> | |

<p>務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>八 第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第一号の卒業者にあつては二年以上、第二号の卒業者にあつては三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第一号の卒業者にあつては一年以上、第二号の卒業者にあつては一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p>	<p>六 第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第一号の卒業者にあつては一年以上、第二号の卒業者にあつては一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>
<p>九 外国の学校において、第一号から第六号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p>	<p>七 外国の学校において、第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>
<p>十 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）</p>	<p>八 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>
<p>十一 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項及び</p>	<p>九 規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者</p>

第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）

（水道技術管理者の資格）

第四条 法第三十一条及び法第三十四条において準用する法第十九条第三項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

一 前条第一号、第三号又は第五号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第一号に規定する学校を卒業した者については三年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については五年以上、同条第五号に規定する学校を卒業した者については七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 前条第一号、第三号又は第五号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については六年以上、同条第五号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 （略）

四 前条第一号、第三号又は第五号に規定

（水道技術管理者の資格）

第四条 法第三十一条及び法第三十四条において準用する法第十九条第三項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

一 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者

二 前条第一号、第三号又は第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については六年以上、同条第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 （略）

四 前条第一号、第三号及び第四号に規定

する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第一号に規定する学校を卒業した者については五年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については七年以上、同条第五号に規定する学校を卒業した者については九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 外国の学校において、第一号若しくは第二号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

七 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

八 建設業法施行令第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に

する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第一号に規定する学校の卒業者については五年以上、同条第三号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については七年以上、同条第四号に規定する学校の卒業者については九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 外国の学校において、第二号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

七 規則で定めるところにより、第二号から前号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

<p>係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>2 一日最大給水量が一万立方メートル以下である専用水道については、前項第一号中「三年以上」とあるのは「一年六月以上」と、「五年以上」とあるのは「二年六月以上」と、「七年以上」とあるのは「三年六月以上」と、同項第二号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第三号中「十年以上」とあるのは「五年以上」と、同項第四号中「五年以上」とあるのは「二年六月以上」と、「七年以上」とあるのは「三年六月以上」と、「九年以上」とあるのは「四年六月以上」と、「同項第五号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の二分の一以上」と、同項第七号中「一年以上」とあるのは「六月以上」と、同項第八号中「三年以上」とあるのは「一年六月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>2 一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、前項第二号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第三号中「十年以上」とあるのは「五年以上」と、同項第四号中「五年以上」とあるのは「二年六箇月以上」と、「七年以上」とあるのは「三年六箇月以上」と、「九年以上」とあるのは「四年六箇月以上」と、同項第五号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の二分の一以上」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>（水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>第二条 水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（令和二年三重県条例第二十四号）を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>（水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>第二条 水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（令和二年三重県条例第二十四号）を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>
<p>改正後</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、第三条第十号及び第四条第七号の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門</p>	<p>改正前</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の第三条第八号の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水</p>

に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。	道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。
---	--

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例第四条第六号に規定する講習の課程を修了している者については、この条例による改正後の同号に規定する者とみなす。

提案理由

水道法施行令の一部改正等に鑑み、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格についての規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

3 議案第 52 号 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

道路交通法の一部改正に伴い、規定を整理するものです。

2 概要

「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」（以下「飲酒運転^{ゼロ}条例」という。）は、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的として、平成 25 年 6 月に議員提出条例として制定されました。

令和 4 年 4 月 27 日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」により、飲酒運転^{ゼロ}条例において引用している道路交通法第 117 条の 2 及び同法第 117 条の 2 の 2 に第 2 項が新設されました。その施行については、令和 4 年 10 月 1 日に行われています。

当該法律の改正により飲酒運転^{ゼロ}条例について、項の追加による形式的な修正を行います。

3 施行期日

公布の日から施行

議案第五十二号

三重県飲酒運転〇をめざす条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年二月十七日

三重県知事 一見勝之

三重県飲酒運転〇をめざす条例の一部を改正する条例

三重県飲酒運転〇をめざす条例（平成二十五年三重県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（受診義務） 第九条 県内外において道路交通法第百十七 七条の二第二項第一号又は同法第百十七 条の二の二第一項第三号の違反行為をし た県民（以下この条において「飲酒運転違 反者」という。）は、知事が指定する医療 機関において、アルコール依存症に関する 診断を受け、知事に対し、当該診断を受け た旨を報告しなければならぬ。ただし、 既にアルコール依存症と診断されている 者その他の三重県規則で定める者につい ては、この限りでない。</p> <p>2 ～ 7 （略）</p>	<p>（受診義務） 第九条 県内外において道路交通法第百十 七条の二第二号又は同法第百十七条の二 の二第三号の違反行為をした県民（以下こ の条において「飲酒運転違反者」という。） は、知事が指定する医療機関において、ア ルコール依存症に関する診断を受け、知事 に対し、当該診断を受けた旨を報告しなけ ればならぬ。ただし、既にアルコール依 存症と診断されている者その他の三重県 規則で定める者については、この限りでな い。</p> <p>2 ～ 7 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

道路交通法の一部改正に伴い、規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

1 三重県人権センター常設展示室のリニューアルについて

1 経緯

(1) 常設展示室について

県では、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる差別をなくしていくため、啓発、相談等の拠点施設として平成8年に三重県人権センターを設置しました。

その中でも常設展示室は、人権尊重の思想を広く県民に普及していくための施設とし、子どもから大人までの全ての県民を対象に人権問題をわかりやすく理解していただけるよう、県内の歴史的事実や生活文化に焦点を当てた資料を展示しています。

(2) 常設展示室リニューアルの検討

令和6年度から、施設の老朽化に伴う改修と展示内容の見直しを行うための検討委員会を立ち上げ、検討を進めています。

2 常設展示室リニューアルの検討状況

(1) 現状と課題

展示内容は開館当時から大きく変わっておらず、新たな人権問題や人権関係の法律及び条例の改正に対応できていないところがあります。また機器の故障等により一部休止している展示もあり、啓発の拠点として機能を十分に発揮しているとは言えない状況です。

特に子どもたちが人権について学ぶには、展示解説の文字数が多く、難しいという指摘があります。差別はよくないと認識しているだけで、自分には関係ないと捉えてしまうことのないように、まずは人権を身近に感じてもらうための展示が必要です。

(2) 検討委員会における検討

リニューアルの方向性については、有識者や関係団体で構成する検討委員会で議論いただいています。

<開催状況>

- 第1回 令和6年10月3日
- 第2回 令和6年12月19日
- 第3回 令和7年2月20日
- 第4回 令和7年3月（予定）

<主な意見>

- ・展示の情報量がかなり多く、文字も細かい。
- ・「人権が自分を守ってくれている」「人権は他人事ではない」という点に気づいてもらえることが大切。
- ・差別についての展示のみとなると、差別体験がない場合、人権は自分にとって他人事と考える傾向が生まれてしまう。
- ・「着地点はここ」と誘導することのないように、見学者に考えてもらう余地を残す展示の方が印象に残る。
- ・部落差別を中心に、そこからさまざまな人権課題へ広げてもらいたい。

(3) リニューアルの基本的な考え方

部落差別(同和問題)をはじめさまざまな人権課題についての学びを通じ、自分事として捉えるきっかけの場となることをめざし、以下の考え方で検討しています。

- ・見学者に自身が人権の主体であることや、無自覚の差別心にも気づきを与えられる展示
- ・メンテナンス費用が高額な設備をリニューアルし、維持管理コストを削減
- ・更新が容易な展示となるよう、デジタル技術を活用
- ・文字は大きく、文字数は少なく、小中学生にもわかりやすい文章表現

3 今後のスケジュール(予定)

令和7年度	基本計画策定
令和8年度	基本設計
令和9～10年度	リニューアル改修工事・展示物制作
令和11年度	リニューアルオープン

三重県人権センター 常設展示室リニューアルについて

別紙

人権啓発・教育の拠点施設である三重県人権センターの機能強化を図るため、常設展示室をリニューアル

部落差別(同和問題)をはじめとするあらゆる差別をなくしていくことを目的に、人権問題を分かりやすく理解していただくよう、県内の歴史的事実や生活文化に焦点を当てた展示



- ・自分が権利の主体であることを自覚し、他者の人権も尊重することの大切さについて考えてもらう
- ・さまざまな人権課題についての学びを通じ、自分事として捉えるきっかけの場に

現状と課題

① 展示内容の更新の必要

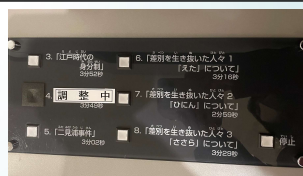
- ・開館以来、展示内容に大きな変更なし
- ・新たな人権課題や人権関係法令の制定等への対応が必要

② 人権を身近に感じる展示の必要性

- ・常設展示室見学者数は減少傾向
- ・小・中学生には展示解説が難しいという声も
- ・まずは人権を身近に感じてもらうための工夫が必要

③ 展示の一部休止・不具合

- ・映像機器の故障等による展示の休止
- ・維持管理コスト削減の必要



一部休止中のタッチパネル

リニューアル後

- ・法や条例の制定・改正についての展示を追加
- ・更新が容易な展示となるよう、デジタル技術を活用
- ・様々な人権課題について学べるよう、常設展示室前のアトリウム企画展の充実

- ・文字を大きく、文字数を減らして、詳細の解説はリーフレットや二次元コードを活用
- ・日常に潜む差別についての学習ツール作成
- ・体験型の展示、気づきを与える展示で、来館者の興味や関心を高める
- ・来館者が繰り返し来てもらえるような工夫

- ・メンテナンス費用が高額な設備をリニューアルし、維持管理コストを削減
- ・LED照明の導入による展示品の劣化軽減

リニューアルに向けてのスケジュール(予定)

- | | |
|----------|------------|
| 令和6年度～ | 検討開始 |
| 令和7年度 | 基本計画策定 |
| 令和8年度 | 基本設計 |
| 令和9～10年度 | リニューアル改修工事 |



学びを通じて人権を自分事として捉えるきっかけに！

見たり、聞いたり、触れたりできる楽しい展示で利用者数増へ！

2 「男女共同参画とジェンダーギャップに関する県民意識調査」の結果概要について

第3次三重県男女共同参画基本計画に基づく実施計画の改定（令和7年度予定）にかかる基礎資料とするとともに、三重県における経済分野等のジェンダーギャップ（男女間の格差）の解消に向けた取組課題を把握するため、男女共同参画とジェンダーギャップに関する県民の意識や生活状況を調査、把握するとともに、県民の意識の推移と生活状況の変化を明らかにすることを目的として、本調査を実施しました。

1 調査の概要

調査対象：県内在住の満18歳以上の方3,000人（無作為抽出）

調査方法：郵送配付、郵送及びインターネットによる回答

調査期間：令和6年8月9日～9月13日

回収結果：有効回収数1,160件（有効回収率38.7%）

2 回答者の属性

性別	男性41.5%、女性56.9%、どちらともいえない、または答えたくない0.9%、無回答0.7%
年代	10歳代1.1%、20歳代5.7%、30歳代11.5%、40歳代18.1%、50歳代24.8%、60歳代22.9%、70歳代13.8%、80歳以上1.6%、無回答0.5%
地域	北勢地域45.8%、中南勢地域28.9%、伊勢志摩地域11.0%、伊賀地域9.0%、東紀州地域3.8%、無回答1.6%

3 調査結果の概要

(1) 性別による役割分担に同感する割合

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感する」と「どちらかといえば同感する」を合わせた割合は全体で16.2%でした。

前回の令和元年度調査と比較すると7.1ポイント減少しています。

【表1】「男は仕事、女は家庭」という考え方について (%)

	今回	前回 (R1)	前々回 (H27)
同感する、どちらかといえば同感する	16.2	23.3	31.8
同感しない、どちらかといえば同感しない	73.3	68.7	60.4

※内閣府の令和4年度調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えについて、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合は33.4%

(2) 家庭や職場などで性別による役割分担があると感じている割合

家庭や職場などにおける「男女の性別による役割分担」について、「感じている」と「やや感じている」を合わせた割合は、「家庭」が73.2%と最も高く、次いで「職場」が61.5%、「政治」が60.9%となっており、いずれも6割を超えています。

【表2】男女の性別による役割分担について (%)

	家庭	職場	地域	学校	政治
感じている、やや感じている	73.2	61.5	50.8	29.8	60.9
感じたことはない、あまり感じたことはない	12.2	14.4	9.7	14.8	7.3

(3) 家事などの役割分担の状況

家庭における家事などの役割分担について、「ほとんど妻がしている」と「妻が中心だが夫も行う」を合わせた割合は、「家事」が 86.3%と最も高く、次いで「育児」が 65.3%となっています。

【表3】 家庭における家事などの役割分担 (%)

	家事	看護・介護	育児	PTAや地域の行事参加
ほとんど妻がしている 妻が中心だが夫も行う	86.3	44.4	65.3	42.4
平等に分担している	9.3	11.6	12.9	17.1
夫が中心だが妻も行う ほとんど夫がしている	2.9	4.5	0.4	27.8
夫婦ともほとんどしない	0.1	10.0	1.9	2.8

(4) 男性の家事や育児等への参画に必要なこと

男性が女性とともに家事や育児などに積極的に参画していくために必要なことについて、「育児や介護に関する休暇・休業制度や短時間勤務制度を利用しやすくする」が 44.9%と最も高く、次いで「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改める」が 35.9%、「夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合う」が 34.1%となっています。

【表4】 男性が女性とともに家事や育児などに積極的に参画していくために必要なこと（複数回答） (%)

男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改める	35.9
男性は仕事中心という社会全体の風潮を改める	29.9
男性の仕事中心の生き方、考え方を改める	19.4
妻が夫に経済力や出世を求めない	9.3
育児や介護に関する休暇・休業制度や短時間勤務制度を利用しやすくする	44.9
男性の男女共同参画に対する関心を高める	9.1
夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合う	34.1
男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくす	5.2
男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす	19.5
仕事と家庭の両立などの問題について相談できる窓口を設ける	6.9
家事などを男女で分担するようなしつけや育て方をする	29.7
その他・わからない・無回答	9.4

(5) 昇進やキャリアアップの希望

現在の職場での昇進やキャリアアップを「したくない」と答えた割合は、全体では 37.0%となっており、男女別で見ると男性は 32.4%、女性は 40.8%となっています。

【表5】 現在の職場での昇進やキャリアアップの希望 (%)

	全体	男性	女性
したい	25.7	32.4	20.5
したくない	37.0	32.4	40.8
わからない	29.9	28.5	30.8
無回答	7.5	6.7	7.9

(6) 昇進やキャリアアップをしたくない理由

現在の職場での昇進やキャリアアップをしたくない理由について、男女とも「責任が重くなるのが嫌だから」の割合が最も高くなっています。

男女で比較すると、「責任が重くなるのが嫌だから」の割合は男性が 55.6%と女性より 13.0 ポイント高い一方で、「仕事と家庭の両立が困難だから」の割合は女性が 39.6%と男性よりも 10.2 ポイント高くなっています。

【表 6】現在の職場で昇進やキャリアアップをしたくない理由（複数回答） (%)

	男性	女性		男性	女性
責任が重くなるのが嫌だから	55.6	42.6	仕事と家庭の両立が困難だから	29.4	39.6
時間外労働が増えるから	37.3	27.4	今のままで不満はないから	19.0	24.9
自分の能力に自信がないから	31.0	31.5	メリットがないから	31.7	19.3
いつまでもこの会社で働き続けるつもりがないから	21.4	21.3	その他	10.3	4.1
同僚からねたまれるのが嫌だから	3.2	2.0	無回答	0.0	0.5
転勤があるから	7.1	3.6			

(7) 過去に離職をした理由

過去に離職をした理由について、男性は「職場の人間関係」の割合が 16.2%と最も高く、次いで「定年退職」の割合が 12.9%「その他」の割合が 11.9%となっています。

一方、女性は「結婚」の割合が 29.2%と最も高く、次いで「出産」の割合が 21.8%、「職場の人間関係」の割合が 16.5%となっており、男女により違いがみられます。

【表 7】過去に離職した理由（複数回答） (%)

項目	男性	女性	項目	男性	女性
結婚	2.9	29.2	自分、家族の健康上の理由	6.7	12.1
出産	0.6	21.8	家族の理解や協力が得られない	0.6	1.5
育児	0.2	10.2	雇用整理、会社の倒産	8.5	6.1
介護	1.9	5.2	定年退職	12.9	3.9
職場の人間関係	16.2	16.5	その他	11.9	7.0
配偶者の転勤	0.4	5.6	無回答	51.8	28.6

※無回答には「過去に離職したことがない」人も含まれます。

(8) 女性が出産等を理由に離職せず働き続けるために必要なこと

女性が出産等を理由に離職せず同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことについて、「保育所や学童保育など、子どもを預けられる環境の整備」の割合が 66.9%と最も高く、次いで「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」の割合が 27.2%、「男性の家事・育児への参加、参画」の割合が 26.1%となっています。

【表 8】女性が出産等を理由に離職せず働き続けるために必要なこと（複数回答） (%)

保育所や学童保育など、子どもを預けられる環境の整備	66.9
介護支援サービスの充実	16.1
家事・育児支援サービスの充実	23.9
男性の家事・育児への参加、参画	26.1
女性が働き続けることへの家族の理解や意識改革	15.4

女性が働き続けることへの職場の理解や意識改革	24.6
働き続けることへの女性自身の意識改革	6.9
男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革	16.9
職場における育児・介護との両立支援制度の充実	27.2
短時間勤務制度や在宅勤務制度などの導入	19.8
育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止	8.9
その他・わからない・無回答	6.4

(9) 女性の働き方に関する考え方

女性の働き方に関する考え方について、「子どもができて、産前・産後休暇や育児休業等を利用しながら、ずっと働き続ける方がよい」の割合が53.9%と最も高くなりました。

令和元年度調査と比較すると、6.7ポイント増加しており、女性が結婚や出産に関わらず、キャリアを継続して働き続ける方がよいと考える人が増加しています。

【表9】女性が働くことへの考え方 (%)

項目	今回	前回
女性は働かない方がよい	0.3	0.4
結婚するまでは働く方がよい	1.3	3.0
子どもができるまでは、働く方がよい	2.9	3.9
子どもができて、産前産後休暇や育児休業等を利用しながらずっと働き続ける方がよい	53.9	47.2
子どもができたら一旦退職し、子育てが落ち着いたら再び働く方がよい	24.1	29.9
その他・わからない・無回答	17.5	15.6

4 調査結果の活用

今回の調査結果より、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に同感する割合は低くなりつつあるものの、社会の様々な分野で性別による固定的な役割分担は、依然として根強く残っていることがわかりました。

県では調査結果を以下のように活用し、施策・取組を推進していきます。

- ・第3次三重県男女共同参画基本計画に基づく実施計画の改定やジェンダーギャップ解消に向けた戦略の策定などの基礎資料等として活用するとともに、関係部局に情報共有し本調査の結果を参考にして事業の実施等をしていきます。
- ・固定的な性別役割分担意識の解消、家庭・地域等への男性の参画、家庭における役割分担の話し合いの推進、男女共同参画センターによるイベントや出前講座など様々な取組において、本調査の結果を反映した取組を行います。
- ・各市町に対して本調査結果を活用した男女共同参画や性の多様性に関する研修を行うとともに、調査結果を情報共有し、市町における施策の推進を促していきます。
- ・調査結果は令和7年3月中旬に県ホームページに掲載します。

3 「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」（中間案）について

1 検討状況

「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」（以下「条例」という。）の制定に向けて、条例の骨子案については、令和6年11月26日開催の第3回「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」検討懇話会（以下「懇話会」という。）において意見を聴取し、また、同年12月9日開催の環境生活農林水産常任委員会において調査いただいたところです。骨子案に対するご意見及び令和7年2月21日開催の第4回懇話会における中間案（素案）に対する委員からのご意見をふまえ、「別冊1」のとおり中間案を作成しました。

2 条例の中間案の概要（別紙）

（1）前文

前文では、条例制定の背景や趣旨を明らかにします。

誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現がすべての県民の願いである一方、個人の尊厳を侵害する性暴力が身近に存在していること、また、性暴力の責任は全て加害者にあるにも関わらず、二次被害に苦しむ被害者や声を上げたくても上げられない被害者が存在していることを条例制定の背景として明らかにしています。

また、この条例により、性暴力被害者に対する中長期にわたる途切れない支援や子どもを性暴力から守ること、さらに、性暴力を決して許さない強い意思の下、性暴力を根絶させることが必要であり、被害者に寄り添い支えるとともに、性暴力のない三重県をめざし、すべての県民がお互いに尊重し、安全に安心して暮らせる社会の実現を図っていくことを本条例の趣旨としています。

（2）第1章 総則

ア 目的（第1条）

この条例によって、性暴力の根絶や性暴力被害者等の支援に関する施策（以下「性暴力の根絶をめざす施策」という。）の推進に当たっての基本理念や基本となる事項のほか、県の責務を定めるとともに、性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ計画的に推進します。

これにより、性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力被害者を支援することで県民等が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とします。

イ 定義（第2条）

性暴力について、県民等に分かりやすく伝わるよう、性犯罪、性的虐待、配偶者等性暴力、デートDVやセクシュアル・ハラスメント等を列挙し、「特定の者の身体又は精神に対し、その者の同意なく行われる性的な行為であって、その者の性的な問題を自ら決定する権利又は性的な問題に関する身体、自由、精神、尊厳その他その者の権利利益を害する行為」と定義します。

性暴力のほか、性犯罪となる罪をはじめ、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、性的脅迫、デジタル性暴力、アスリート等盗撮及び二次被害など、本条例での基礎的かつ重要な用語を定義します。

ウ 基本理念（第3条）

性暴力の根絶に関する基本的な考え方を示し、以下のとおり5つの基本理念を規定します。

- ① 性暴力は極めて悪質で許されない行為であることから、根絶していかねばならないこと。
- ② 性暴力被害者等を社会全体で支えることを第一とし、性暴力被害者等の意思及び立場を尊重することを基本とすること。
- ③ 差別や偏見を払拭し、二次被害の防止に最大限の配慮を行うこと。
- ④ 必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならないこと。
- ⑤ 子どもが性暴力を防止する知識を身に着けるための教育及び啓発をまずは行い、性被害が発生した場合は、早期発見並びに被害を受けた子どもの迅速な支援のため、関係機関等が連携協力すること。

エ 県の責務（第4条）

性暴力の根絶をめざす施策を策定し、実施する責務を有することを規定します。また、施策の策定及び実施に当たっては、国、市町、民間支援団体等と相互に連携を図るとともに、必要な情報の収集及び活用に努めることを規定します。

オ 県民等、市町、学校等、事業者、医療機関、民間支援団体の役割（第5～10条）

基本理念にのっとり、性暴力被害者等への支援や二次被害の防止に努めること及び県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努めることを規定します。

なお、「県民等」とは、県民のほか、県内で就労又は就学する者及び県内に滞在する者をいいます。

また、「学校等」とは、学校教育法で規定する学校（幼稚園、小・中学校、高等学校、大学及び特別支援学校、高等専門学校）、児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）、専修学校、認定こども園のほか、学習塾やスポーツクラブなど、子どもに対して技芸又は知識の教授を行う事業を行うものをいいます。

（3）第2章 推進体制の整備（第11～14条）

県は、性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な体制を整備するよう努めるとともに、推進計画を定めることを規定します。

さらに、県は、条例に定める施策の実施に携わる人材の育成及び支援のため、必要な専門的知識や技術について、情報の提供その他必要な施策を講ずることを規定します。

（4）第3章 基本的施策**ア 第1節 性暴力の予防（第15～17条）**

学校等の設置者は、子ども及びその保護者に対して、その発達の段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発を行うよう努めることを規定します。

また、県は、性暴力被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止について、県民の理解促進のため広報・啓発活動その他の必要な施策を講ずること、県民が性暴力の根絶に自主的かつ積極的に取り組めるよう、気運の醸成に努めることを規定します。

イ 第2節 性暴力被害者等に対する支援（第18～21条）

県が設置している「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」についての規定を整備するため、性暴力被害者等の支援に関する総合的な窓口を設置し、支援を行うことを規定します。

また、県は、県民等が性被害を受けた場合、早期に相談窓口につながれるよう警察、関係機関と連携を図ることや、子どもに対する性暴力を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう必要な施策を講ずることを規定します。

さらに、県は性暴力被害者等からの相談に適切に対応し支援を行うために必要な施策を講ずるとともに、関係機関と緊密に連携し、支援が早期かつ適切に行われるよう取り組むことを規定します。

加えて、三重県犯罪被害者等支援条例（以下「支援条例」という。）では広く犯罪被害者等への支援について規定していることから、支援条例への委任により、支援条例とともに性暴力被害者等を支援することを明示します。

ウ 第3節 性暴力のない社会の構築（第22、23条）

県は、性暴力加害者やその家族などからの相談に応じる体制を整備し、再発防止等に必要な支援に努めること、また、加害者が子どもの場合は、発達段階に応じた教育その他必要な支援に努めることを規定します。

また、県、学校等及び事業所は性暴力が発生しない環境づくりに努めるとともに、県は、必要な情報の提供、広報及び啓発などの施策を講ずることを規定します。

(5) 第4章 雑則（第24、25条）

この条例に基づく施策を推進するにあたって取得した個人情報適切に管理しなければならないことを規定します。

また、性暴力の根絶をめざす施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定します。

3 第4回懇話会での主な意見

（「前文」について）

- ・前文には被害者支援のことしか書かれていないため、加害者にも触れることが必要ではないか。

（「第1章 総則」（第1～10条）について）

- ・子どもは守られるだけでなく、主体的に学ぶことで性暴力の防止につながることを「基本理念」で記載してはどうか。

（「第2章 推進体制の整備」（第11～14条）について）

- ・「人材の育成及び支援」について、被害者やその家族を直接支援する相談員だけでなく、条例の施策に関わる者に対する支援が必要ではないか。

（「第3章 基本的施策」「第4章 附則」（第15～25条）について）

- ・集中的に取り組む期間の名称について、広く県民に受け入れられるよう、「性暴力のない社会をめざす週間」としてはどうか。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年3～4月	パブリックコメントの実施
5月	第5回懇話会
6月	環境生活農林水産常任委員会（条例最終案）
9月	定例会会議 条例案提出

構成	前文
<p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条～第10条）</p> <p>第2章 推進体制の整備（第11条～第14条）</p> <p>第3章 基本的施策</p> <p>第1節 性暴力の予防（第15条～第17条）</p> <p>第2節 性暴力被害者等に対する支援（第18条～第21条）</p> <p>第3節 性暴力のない社会の構築（第22条・第23条）</p> <p>第4章 雑則（第24条・第25条）</p> <p>附則</p>	<p>○人権を尊重し、誰もが安全に安心して暮らせる三重県を未来にわたり築くことは私たちすべての県民の願い</p> <p>○性暴力は、被害を受けた者の心身や尊厳を著しく害する重大な人権侵害であり、決して許されない</p> <p>○性暴力は依然として身近に存在する。性暴力に対するすべての責任は加害者にあるにもかかわらず、二次被害に苦しむ被害者や声を上げたくても上げられずに悩む被害者も存在</p> <p>○性暴力は、被害者の心身に深刻な影響を与え、回復に時間を要するため、社会全体で途切れのない支援が必要</p> <p>○子どもは、社会全体で被害から守り、早期発見・支援が必要</p> <p>○過去、現在、未来のあらゆる性暴力を決して許さない強い意思の下、性暴力を根絶させなければならない</p> <p>○私たちは、一体となって被害者に寄り添い支えるとともに、性暴力のない三重県をめざすことで、すべての県民が人権を尊重し、安全に安心して暮らせる社会の実現を図る</p>

第1章 総則	
目的（第1条）	<p>○性暴力の根絶と性暴力被害者等への支援に関する施策（性暴力の根絶をめざす施策）に関する基本理念や基本となる事項を定め、県の責務を明らかにする</p> <p>○性暴力を根絶し、被害者から県民等を守るとともに、性暴力被害者等を支援することで、県民等が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする</p>
定義（第2条）	<p>○性暴力 性犯罪、性的虐待、配偶者等性暴力、デートDV、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性的脅迫、デジタル性暴力、アスリート等盗撮その他特定の者の身体又は精神に対し、その者の同意（自由な意思により自発的に与えられるものをいう。）がなく行われる性的な行為（その者に対して接触する行為に限らず非接触的なものも含む。）であって、その者の性的な問題を自ら決定する権利又は性的な問題に関する身体、自由、精神、尊厳その他その者の権利利益を害する行為</p> <p>○性犯罪となる罪をはじめ、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、性的脅迫、デジタル性暴力、アスリート等盗撮及び二次被害など本条例での基礎的かつ重要な用語を定義</p>
基本理念（第3条）	<p>○性暴力を根絶していかなければならない</p> <p>○性暴力被害者等を社会全体で支えることを第一とし、性暴力被害者等の意思及び立場を尊重</p> <p>○差別や偏見等を払拭し、二次被害の防止に最大限の配慮</p> <p>○必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として推進</p> <p>○まずは、子どもが性暴力を防止する知識を身に着け、被害が発生した場合には、早期発見並びに被害を受けた子どもの迅速な支援のため、各主体が連携協力</p>
県の責務（第4条）	<p>○性暴力の根絶をめざす施策を策定し、実施する</p> <p>○国、市町、民間支援団体その他の性暴力の根絶をめざす施策に係る機関（関係機関）と相互に連携を図る</p> <p>○性暴力被害者等への支援並びに性暴力の根絶に関する情報の収集及び活用にも努める</p>
県民等の役割（第5条）	<p>○性暴力根絶、性暴力被害者等支援の必要性の理解に努め、被害者、二次被害の防止に配慮</p> <p>○傍観することなく、被害者の早期発見・性暴力被害者等の支援に向けて主体的に取り組むよう努める</p> <p>○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める</p>
市町の役割（第6条）	<p>○性暴力の根絶をめざす取組の推進、住民の理解促進に努める</p> <p>○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める</p>
学校等の役割（第7条）	<p>○在籍する者に対する性暴力の防止、早期発見及び迅速かつ的確に対応する</p> <p>○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める</p>
事業者の役割（第8条）	<p>○セクシュアル・ハラスメント等による被害又は二次被害が生じないよう努める</p> <p>○従業員が性被害又は二次被害を受けた場合、適切に対応するよう努める</p> <p>○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める</p>
医療機関の役割（第9条）	<p>○証拠保全への協力、心理的な負担の軽減、性暴力被害者等に対する支援に関する情報の提供その他性暴力被害者等の状況に応じた適切な対応に努める</p>
民間支援団体の役割（第10条）	<p>○性暴力被害者等に対する支援に関する知識及び経験を活用し、支援する</p> <p>○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める</p>

第2章 推進体制の整備	
推進体制の整備（第11条）	○条例に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な体制を整備するよう努める
推進計画（第12条）	<p>○条例に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するために推進計画を定める</p> <p>○推進計画では、基本方針、具体的施策その他必要な事項を定める</p>
人材の育成及び支援（第13条）	<p>○県、市町職員等に対する性暴力被害者等に対する支援に関し必要な専門的知識及び技術について情報の提供その他の必要な施策を講ずる</p> <p>○教育に関する職務に従事する者に対する性暴力への適切な対処に関する知識及び技術、相談窓口との連携方法その他の必要な事項について、情報の提供その他の必要な施策を講ずる</p> <p>○性暴力被害者支援従事者に対する心理的外傷防止のための必要な施策を講ずる</p> <p>○民間支援団体に対する性暴力被害者等支援に関する情報の提供、助言等</p>
市町に対する支援（第14条）	○市町の取組推進に当たっては、情報の提供、助言その他必要な支援を行う

第3章 基本的施策	
第1節 性暴力の予防	
予防教育等の推進（第15条）	<p>○県及び市町は、発達の段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育・啓発を行うよう努める</p> <p>○国立、私立学校等は県及び市町に準じて、必要な取組を行うよう努める</p>
県民等の理解の促進と気運の醸成（第16条）	<p>○性暴力根絶、二次被害防止に向け、県民等の理解の促進に必要な施策を講ずる</p> <p>○条例の趣旨を周知し、性暴力根絶に向けた気運の醸成を図る</p>
性暴力のない社会をめざす週間（第17条）	○性暴力のない社会をめざす週間を設定し、理解促進、気運の醸成に向け集中的に取り組むよう努める
第2節 性暴力被害者等に対する支援	
総合的な相談体制の整備等（第18条）	<p>○性暴力被害者等に対する支援に関する総合的な窓口を設置し、相談に応じ支援を行う</p> <p>○あらゆる相談者からの相談に応じるために必要な措置を講ずるよう努める</p> <p>○相談に当たっては、相談者の意思・立場を尊重し、秘密の保持に最大限の注意</p>
早期発見及び早期対応（第19条）	<p>○県民等が性被害を受けた場合、早期に前条に規定する相談窓口につなげられるよう警察、関係機関と連携を図る</p> <p>○子どもに対する性暴力を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう情報の提供その他の必要な施策を講ずる</p>
性暴力被害者等に対する支援（第20条）	<p>○県は、性暴力被害者等からの相談に適切に対応し支援を行うため必要な施策を講ずる（相談・情報提供・助言、支援制度・専門機関の紹介、警察等への付添、医療的な緊急対応・証拠保全の援助、心理負担の軽減・精神医学的支援、法的支援）</p> <p>○県は、関係機関と緊密に連携し、支援が迅速かつ的確に行われるよう取り組む</p>
三重県犯罪被害者等支援条例への委任（第21条）	<p>○性暴力被害者等に対する支援については、この条例に定めるもののほか、三重県犯罪被害者等支援条例の規定を適用する</p> <p>○支援条例に定める施策の実施に当たっては、性暴力被害の特性に配慮する</p>
第3節 性暴力のない社会の構築	
性暴力の再発防止（第22条）	<p>○性暴力加害者等（保護者等）の相談に応じ、再発防止・社会復帰に必要な支援に努める</p> <p>○加害者が子どもの場合は、発達段階に応じた再発防止に必要な支援を行うよう努める</p>
性暴力が発生しない環境づくり（第23条）	<p>○県、市町、学校等及び事業者は、性暴力が発生しない環境づくりに努める</p> <p>○県は、性暴力が発生しない環境づくりに必要な情報の提供その他の必要な施策を講ずる</p>
第4章 雑則	
個人情報の保護（第24条）	○条例に基づく取組に当たって取得した個人情報を適切に管理しなければならない
財政上の措置（第25条）	○性暴力の根絶をめざす施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

4 「三重県消費者施策基本計画」(最終案)について

1 検討状況

「三重県消費者施策基本計画」については、令和6年12月9日開催の環境生活農林水産常任委員会において中間案を調査いただいた後、パブリックコメントを実施し、県民からの意見を公募するとともに、県内市町や関係部局に意見照会を行いました。

それらをふまえ、令和7年2月10日開催の第3回三重県消費生活対策審議会にて審議を行い、その答申に基づき、「別冊2」のとおり最終案を取りまとめました。

なお、その概要については、「別紙」のとおりです。

2 パブリックコメントの対応状況

(1) 実施期間：令和6年12月11日(水)～令和7年1月10日(金)(31日間)

(2) 寄せられた意見数：1件(1名)

うち反映するとした意見数：1件

(3) ご意見の概要と対応状況

項目	ページ	ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
第3章 第2項 3 取引の 安全の確保	最終案 P32	特定商取引法の対象とならないセルフエステ等の事業者による不当取引行為への対策について、具体的に記述すべきである。	反映する	悪質商法対策の充実・強化に向け、特定商取引法の対象とならない商取引における不当取引行為についても、三重県消費生活条例に基づき調査・指導等を行う旨を追加しました。

3 今後の方針

「三重県消費者施策基本計画」に基づき、県民の消費生活の安定および向上を図るため、市町や関係機関等と連携し、本県の消費者施策のさらなる推進に取り組みます。

第1章「三重県消費者施策基本計画」策定の考え方

三重県消費者施策基本指針は、消費者基本法第4条「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者政策を推進する責務を有する」と及び三重県消費生活条例第3条「県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な消費者施策を策定し、及びこれを実施するもの」に基づき、消費者施策を計画的に展開していくために策定

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

- 本県の高齢者（65歳以上）人口の割合は、令和2年29.9%、令和22年には37.4%（推計）
高齢者世帯に占める一人暮らし世帯の割合は、令和2年30.6%、令和22年には37.6%（推計）
- 民法改正による成年年齢引き下げにより18,19歳の若年者が保護対象外となった
- スマートフォンを保有している世帯の割合は、令和5年度には90.6%まで増加
- 令和5年12月末時点の外国人住民数は、62,561人と過去最多を更新（県内総人口に占める外国人住民の割合：3.56%）

＜現行指針の課題＞

第1項 自主的かつ合理的な消費行動への支援
（消費者教育推進計画）

- ①18,19歳からの儲け話（副業）や美容（脱毛エステ）等に関する相談が依然として高位
- ②60歳以上からの相談が全体の約4割と高位、外国人住民の増加に伴い、外国人からの相談が増加
- ③教育機関のみならず、地域や職域での消費者教育の実施
- ④投資詐欺等に騙されないための金融リテラシー向上
- ⑤カスタマーハラスメントの対応
- ⑥エシカル消費の認知度が34.9%と不十分

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

- 実際のものより著しく優良と誤解させるような表示など、消費者に誤解を招く不適切な表示などが依然として存在

第3項 消費者被害の防止・救済

- ①複雑化する各種相談への適切かつ迅速な対応
- ②外国人住民の増加に伴い、外国人からの相談が増加（再掲）
- ③市町における相談体制の充実（消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置自治体は3市1町のみ）
- ④SNS型投資・ロマンス詐欺等特殊詐欺の消費者被害の増加

改定のポイント（主な変更点）

① 高校生期における消費者教育の推進、教職員の指導力向上

青少年消費生活出前講座の実施強化、教職員に対する消費者教育にかかる研修の受講促進

② 高齢者や障がい者等に対する消費者教育の推進、外国人に対する消費者教育の推進

社会福祉協議会や地域包括支援センター等への働きかけ、高齢者への出前講座等の実施強化、多言語行政生活情報ホームページ（MieInfo）を活用した情報発信、多言語に対応した出前講座やチラシ作成等による啓発の強化

③ 「消費者啓発地域リーダー」の養成、事業者における消費者教育の推進

大学生等が消費者教育の担い手となる学生消費者リーダーの育成、企業における消費者教育を支援

④ 【新規】金融リテラシー向上に向けた消費者教育の推進

三重県金融広報委員会と連携し、J-FLEC（金融経済教育推進機構）による金融経済教育の促進

⑤ 【新規】カスタマーハラスメント防止に向けた対策

事業者側に適正な内容・方法で意見を伝えるためのポイント等について出前講座等による消費者教育・啓発を実施

⑥ 社会的課題に配慮した消費行動の促進

エシカル消費の認知度向上に向けた、みえ環境フェア等への出展などをとおした普及啓発を推進

● 商品・サービスの適正な表示の確保

事業者に適正な表示を行うよう行政処分や指導を行うほか、景品表示法に基づく事業者への調査を実施し、消費者を不当に惑わす表示を規制するとともに、ステルスマーケティングに対する監視を強化

① 【新規】相談体制のDX化

相談者の利便性向上（Webによる相談予約、メール相談等の相談手法の多様化など）および相談員の業務支援（同様の相談対応事例の自動表示など）による消費生活相談体制の充実

② 国際化の進展への対応

「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において外国人住民等からの相談を受付

③ 市町の消費生活相談体制充実のための支援と連携

「三重県消費生活相談員人材バンク」による相談員の人材確保や広域連携等も含めた市町消費生活センターの設置を促進

④ 【新規】特殊詐欺等被害防止対策の推進

特殊詐欺等被害を未然防止するための啓発を推進するとともに、関係機関と連携した被害防止対策を強化

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

- 市町における消費者施策の取組にかかる情報発信力およびイベント等における集客力が低迷
- 計画の進捗状況を把握し、実効性を評価する指標がない

● 市町との連携と支援

消費者月間等において、県と市町で啓発イベント（大型商業施設での街頭キャンペーン等）を共同で開催するなど、市町との連携を強化

● 【新規】進行管理

みえ元気プランに記載のKPIに加え、多様化・複雑化する課題に対応するための評価指標を設定

評価指標一覧（一部抜粋）	現状値 （R6.12月 末時点）	目標値 （R11）
高齢者等を中心とした消費者トラブルの未然防止に向けた情報発信回数	24回	48回
エシカル消費の認知度	—※	50.0%
景品表示法に係る調査件数	5件	12件
消費生活相談員等勉強会の参加者数	260人	360人

※令和6年度に実施した県電子アンケート（e-モニター）におけるエシカル消費の認知度は34.9%

第3章 消費者施策の具体的展開

5 各種審議会等の審議状況について

(令和6年11月21日～令和7年2月16日)

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	令和6年12月26日
3 委員	会 長 喜岡 渉 副会長 坂倉 健二、森 秀美 委 員 伊藤 直子 他19名
4 諮問事項	(1) 「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について (2) 「三重県循環型社会形成推進計画」の策定について
5 調査審議結果	(1) 「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について、最終案の審議が行われ、了承された。 (2) 「三重県循環型社会形成推進計画」の策定について、「廃棄物部会」の設置が了承され、部会委員の指名が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

2 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	令和7年1月17日（書面開催）
3 委員	会 長 東福寺 一郎 副会長 林 千智 委 員 秋山 則子 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	「三重県立図書館運営計画（仮称）」中間案について、意見聴取を行った。
6 備考	次回開催日：令和7年3月13日

3 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	(1) 令和6年11月26日 (第2回第2部会) (2) 令和6年12月11日 (第2回第3部会) (3) 令和7年2月13日 (第2回全体会)
3 委員	(1) 第2回第2部会 部会長 藤枝 律子 副部会長 芦葉 甫 委員 赤坂 知之 他4名 (2) 第2回第3部会 部会長 小林 慶太郎 副部会長 山口 颯一 委員 伊藤 由幸 他2名 (3) 第2回全体会 会長 三田 泰雅 副会長 大平 肇子 委員 赤坂 知之 他15名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	県が実施する男女共同参画施策の実施状況への評価および知事への提言案について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

4 三重県消費生活対策審議会

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	令和7年2月10日
3 委員	会長 東 珠実 副会長 鈴木 克彦 委員 市森 幸子 他12名
4 諮問事項	三重県消費者施策基本指針の改定について
5 調査審議結果	「三重県消費者施策基本計画」について、最終案の審議が行われ、承認された。
6 備考	次回開催日：令和7年8月頃

5 三重県公害審査会

1 審議会等の名称	三重県公害審査会
2 開催年月日	令和7年1月27日
3 委員	会 長 下井 良基 会長代理 石川 友裕 他11名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	委員改選に伴う会長・会長代理の選出等が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

6 三重県自然環境保全審議会 温泉部会

1 審議会等の名称	三重県自然環境審議会 温泉部会
2 開催年月日	令和7年2月4日
3 委員	部会長 宮岡 邦任 委 員 瀨瀬 佑衣 他3名
4 諮問事項	温泉法に基づく動力装置の許可について
5 調査審議結果	温泉法第11条第1項に基づく動力装置許可申請（松阪市内）について審議が行われ、許可が適当であると決議された。
6 備考	次回開催日：未定